

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2023 年 9 月 29 日
【発行者の名称】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 RYUKYU ASTEEDA Sports Club Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 早川 周作
【本店の所在の場所】	沖縄県中頭郡中城村字南上原 1112 番地 1
【電話番号】	(098) 851-8701 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理財務本部長 田野口 浩太
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03) 3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社 https://www.ryukyuasteeda.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第5期
決算年月	自2021年1月1日 至2021年6月30日	自2022年1月1日 至2022年6月30日	自2023年1月1日 至2023年6月30日	自2022年1月1日 至2022年12月31日
売上高 (千円)	140,699	226,989	261,324	500,028
経常損失 (△) (千円)	△76,415	△107,380	△51,303	△212,981
親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失 (△) (千円)	△76,794	△107,860	△53,288	△265,304
中間包括利益 (包括利益) (千円)	△77,284	△108,831	△53,590	△265,994
純資産額 (千円)	2,555	△99,374	△195,647	△142,057
総資産額 (千円)	246,309	236,809	248,007	351,186
1株当たり純資産額 (円)	1.26	△66.93	△121.10	△88.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり中間 (当期) 純損失 (△) (円)	△55.11	△72.27	△32.90	△177.10
潜在株式調整後1株当たり 中間 (当期)純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	0.7	△42.2	△79.1	△40.7
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-
株価収益率 (%)	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△67,886	△94,168	△57,261	△149,277
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△23,265	△2,920	928	△22,987
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	38,428	△41,654	△12,776	134,628
現金及び現金同等物の中間 期末 (期末)残高 (千円)	63,671	86,844	118,842	187,951
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	25〔43〕	23〔58〕	17〔41〕	23〔44〕

- (注) 1. 第4期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間 (当期)純損失であるため記載していません。
4. 株価収益率については親会社株主に帰属する中間 (当期)純損失であるため記載していません。
5. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2023年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
スポーツ関連事業	4〔－〕
飲食事業	11〔40〕
その他事業	－〔－〕
全社（共通）	2〔1〕
合計	17〔41〕

（注）1．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

（2）発行者の状況

2023年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
15〔41〕	35.1	2.2	3,345

セグメントの名称	従業員数（名）
スポーツ関連事業	2〔－〕
飲食事業	11〔40〕
その他事業	－〔－〕
全社（共通）	2〔1〕
合計	15〔41〕

（注）1．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。

2．平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に属しているものであります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症に変更されたことから行動制限がなくなり、国内消費はコロナ前の水準に向け徐々に回復しつつあります。一方で、ロシアのウクライナ侵攻の長期化に伴う原材料価格の高騰や、急速な円安が助長する物価高、人手不足による人件費の増加が続くなど、依然として不透明な状況であります。

また、飲食業界全体もこのような経済環境を反映し、客数増加による売上増加の一方、原価、人件費等の経費が増加するなど、依然として厳しい外部環境に置かれている状況であります。

当社グループはこのような環境下においても、「夢への道を拓き、明日を照らす光となる。」というミッションのもと、「沖縄から世界へ」を合言葉に各事業を展開してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(スポーツ関連事業)

スポーツ関連事業におきましては、Tリーグ 2022-2023 シーズンにおいて、琉球アスティードが2年ぶり2回目の優勝を果たしました。その影響もありスポンサーの獲得も順調に推移しており、売上高は159,161千円（前年同期比136.0%）、セグメント利益は21,187千円（前年同期はセグメント損失5,443千円）となりました。

(飲食事業)

飲食事業におきましては、昨年度において不採算店舗の撤退を進めた一方、新たに秋田県に沖縄県外初のフランチャイズ店舗をオープンした結果、店舗数は直営が5店舗、フランチャイズが4店舗となり、売上高は102,162千円（前年同期比92.9%）、セグメント利益は416千円（前年同期はセグメント損失27,348千円）となりました。

(その他事業)

その他事業におきましては、マーケティング事業及びアスリートマネジメント事業とも立ち上げの遅れにより、セグメント損失は773千円（前年同期はセグメント損失838千円）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間における売上高は261,324千円（前年同期比115.1%）、営業損失は50,490千円（前年同期は営業損失107,574千円）、経常損失は51,303千円（前年同期は経常損失107,380千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は53,288千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失107,860千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は118,842千円となり、前連結会計年度末に比べ69,109千円の減少となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

使用した資金は57,261千円（前年同期は使用した資金94,168千円）となりました。これは主に税金等調整前中間純損失の計上51,893千円、仕入債務の減少額が30,295千円、未払金の減少額が18,449千円あった一方で、売上債権及び契約資産の減少額が27,976千円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は928千円（前年同期は使用した資金2,920千円）となりました。これは、有価証券の償還による収入5,000千円、有形固定資産の売却による収入が870千円あった一方で、有形固定資産の取得による支出が4,942千円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は12,776千円（前年同期は使用した資金41,654千円）となりました。これは、長期借入金の返済による支出12,776千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産を行っておりませんので、生産実績は記載しておりません。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高（千円）	前年同期比（％）
スポーツ関連事業	2,526	4,592.7
飲食事業	38,108	90.1
合計	40,634	95.9

(注) 金額は仕入価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

(3) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注実績は記載しておりません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
スポーツ関連事業	159,161	136.0
飲食事業	102,162	92.9
合計	261,324	115.1

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため、主な相手先別の販売実績の記載を省略しております。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

2023年3月31日の発行者情報公表後、当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2023年3月31日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」について、以下を除き重要な変更はありません。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度に営業損失213,307千円、経常損失212,981千円、親会社株主に帰属する当期純損失265,304千円を計上し、営業キャッシュ・フローは149,277千円の支出となりました。当中間連結会計期間においても営業損失50,490千円、経常損失51,303千円、親会社株主に帰属する中間純損失53,288千円を計上し、営業キャッシュ・フローは57,261千円の支出となりました。その結果、当中間連結会計期間末において195,647千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、仕入発注管理の見直し、広告宣伝費などの販売費及び一般管理費の削減、飲食事業における来店客数の増加を図るためのキャンペーンを実施しているほか、2023年5月より、経営者の悩みを解決し、参加メンバーの事業成長を支援する会員制経営者コミュニティ、アスティーダサロンの運営を行っております。

これらにより、営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善を図り、琉球アスティーダ、九州アスティーダとの相乗効果を図ることでスポンサーの獲得につなげてまいります。また、財務健全化のため2023年8月25日に短期借入金30百万円の借替えを実施しました。今後も必要に応じて資金調達を行うことにより、運転資金の安定的確保を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が

認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

また、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのはフィリップ証券株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社が上場会社となった後に、その事業年度の末日に、債務超過の状態である場合(上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合(但し、当社が同社に対して同社が合理的に満足する再建計画を開示した場合を除く。)

④ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合又はこれに準ずる状態になった場合

⑤ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(イ：非上場会社を完全子会社とする株式交換、ロ：非上場会社を子会社化する株式交付、ハ：会社分割による非上場会社からの事業の継承、ニ：非上場会社からの事業の譲受け、ホ：会社分割による他への事業の継承、ヘ：他の者への事業の譲渡、ト：非上場会社との業務上の提携、チ：第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、リ：その他非上場会社の吸収合併又はこれらイからチまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合において、当該上場会社が実質的な存続会社でないと同社が認めたとき

⑥ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当増資により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式などの転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑦ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例等に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

- ⑧ 虚偽記載又は不適正意見など次のイ又はロに該当する場合
 イ 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつその影響が重大であると同社が認める場合
 ロ 当社が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑨ 法令違反及び上場規程違反等
 当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合
- ⑩ 株式事務代行機関への委託
 当社が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑪ 株式の譲渡制限
 当社が当社株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑫ 完全子会社化
 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑬ 指定振替機関における取り扱い
 当社が指定振替機関の振替業における取り扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑭ 株主の権利の不当な制限
 株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合で、かつ株主及び投資家の利益を侵害する恐れが大きいと同社が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合
- ⑮ 全部取得
 当社が当社株式の全部を取得する場合
- ⑯ 反社会的勢力の関与
 当社が、反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき
- ⑰ その他
 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が当社の上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 か月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り同社は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

なお、本中間発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

- （1）当社はTリーグに参加するため、一般社団法人Tリーグと契約を行っております。
 その概要は以下のとおりです。

契約内容の概要	当社が一般社団法人Tリーグへの入会と、Tリーグに参加する資格
契約の期間	1年間
契約の更新	自動1年更新（前年のシーズンの6月30日までに申請しない場合）

（注）Tリーグ規約のうち、下記の条文については、Tリーグ理事会の承認により、株式上場を条件として例外的な取り扱いを認められております。

〈Tリーグ規約〉

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第18条第1項	Tリーグチーム運営法人は、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならない。違反した場合、Tリーグによって指導が行われ、または制裁規程に基づく制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Tリーグチーム運営法人はそれらに従わなければならない。	第18条1項及び同条2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法166条1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第2項	Tリーグチーム運営法人はTリーグに対し、Tリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。	第18条1項及び同条2項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所等に上場している場合、その上場している期間は、Tリーグチーム運営法人の業務等に関する金融商品取引法166条1項に該当する重要事実について、対象外とする。
第18条第4項	Tリーグは、Tリーグチーム運営法人の事前の同意がない限り、第2項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、TリーグおよびTリーグチーム運営法人の状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のTリーグチームの運営に支障を来さない限りにおいて開示することができる。	第18条4項ただし書きに基づく開示について、Tリーグは、金融商品取引法166条1項に該当する重要事実に関してTリーグチーム運営法人が公表する前に、行うことはできない。 Tリーグは、金融商品取引法166条、167条の2その他に鑑み、入手した情報について、売買等その他不正行為をせず、第三者にさせず、その情報保有に、細心の注意を払うものとする。 制裁規定12条（2）の運用・解釈についても、18条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第1項	Tリーグチーム運営法人は、Tリーグからの指示に基づき、Tリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（チームが公益社団法人、一般社団法人または特定非営利活動法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定12条（3）の運用・解釈についても、19条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第2項	Tリーグチーム運営法人は、当該Tリーグチーム運営法人の支配状況に影響を及ぼすこととなる株式の譲渡または株式の新規発行を行う場合には、当該株式の譲渡先または新規株式の割当先を決定する前に理事会に報告をし、理事会の承認を得るなど理事会が必要と認めた手続きを経なければならない。本項において、株式とは、別段の定めがない限り、株式のほか、新株予約権、新株予約権付社債その他の株式を取得できる権利（なお、当該権利により将来発行され得る株式を以下「潜在株式」という。）を含み、議決権とは、別段の定めがない限り、潜在株式に係る議決権を含むものとする。また、公益法人または一般法人であるTリーグチーム運営法人が、支配状況に影響を及ぼすこととなる社員の変更または社員の追加をする場合も同様とする。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定12条（3）の運用・解釈についても、19条の上記運用・解釈に応じる。
第19条第7項	本条第1項から第4項までの規定は、理事会にて例外の取り扱いを承認されたチームまたは理事長が特に必要性が高いものと認めたチームに対しては、1年間を上限として適用を猶予することができる。	第19条1項、2項及び7項の適用について、Tリーグチーム運営法人が金融商品取引所に上場している場合、その上場している期間は、適用外とする。 制裁規定12条（3）の運用・解釈についても、19条の上記運用・解釈に応じる。

〈制裁規程（Tリーグ規約）〉

条文番号	条文	Tリーグ理事会に承認された内容
第12条第2号	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （2）同第20条（Tリーグチームの健全経営）第1項に違反した場合	制裁規定12条（2）の運用・解釈についても、Tリーグ規約20条の上記運用・解釈に応じる。
第12条第3号	次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。 （3）同第21条（Tリーグチームの株主）第2項から第6項までのいずれかに違反した場合	制裁規定12条（3）の運用・解釈についても、Tリーグ規約21条の上記運用・解釈に応じる。

（2）当社はフランチャイジーとの間に「フランチャイズ契約」を締結しております。
フランチャイズ店（「バルコラボ」）は、当中間連結会計期間末において4社と契約しております。

契約期間	5年間
契約内容	フランチャイジーに対し、当社グループが開発した飲食運営のための独自のノウハウや商標等を使用して、店舗所在地で飲食業を行う権利を与えると同時に、店舗運営に関する指導を行っております。対価として、一定料率のロイヤリティを受け取っております。

（注）当中間連結会計期間末のフランチャイジーの契約社数は4社であります。フランチャイジーによって発効日が異なりますので、発効日の記載を省略しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

当中間連結会計期間末における、資産、負債および純資産の状況は、次のとおりであります。

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は212,947千円となり、前連結会計年度末に比べ101,728千円減少いたしました。これは、主に現金及び預金が69,109千円、売掛金及び契約資産が27,976千円減少したことによるものであります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産は35,059千円となり、前連結会計年度末に比べ1,450千円減少いたしました。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は255,017千円となり、前連結会計年度末に比べ34,912千円減少いたしました。これは、主に買掛金が30,295千円及び未払金が18,449千円それぞれ減少したことによるものであります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債は188,637千円となり、前連結会計年度末に比べ14,676千円減少いたしました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産は 195,647 千円の債務超過（前連結会計年度末は 142,057 千円の債務超過）となりました。これは、主に親会社株主に帰属する中間純損失 53,288 千円を計上したことにより利益剰余金が同額減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2023年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2023年9月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000	2,880,300	1,619,700	1,619,700	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,500,000	2,880,300	1,619,700	1,619,700	—	—

(注)「公表日現在発行数」には、2023年9月1日から本発行者情報公表日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権（2019年3月29日定時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2023年6月30日)	公表日の前月末現在 (2023年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	334(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月27日から 2029年3月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 334(注)3 資本組入額 167(注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、30株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{1}$$

3. 2019 年 11 月 13 日開催の取締役会決議により、2019 年 11 月 22 日付で普通株式 1 株につき 30 株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。
4. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
 - (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする。
 - (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。
5. 新株予約権の取得事由
 - (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

第2回新株予約権（2019年11月22日臨時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2023年6月30日)	公表日の前月末現在 (2023年8月31日)
新株予約権の数（個）	23,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2019年12月20日から 2029年12月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数}} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- （2）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- （3）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- （4）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

第 3 回新株予約権（2020 年 1 月 30 日臨時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2023年 6 月30日)	公表日の前月末現在 (2023年 8 月31日)
新株予約権の数（個）	18,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	18,000（注） 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注） 2	同左
新株予約権の行使期間	2020年 1 月31日から 2030年 1 月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注） 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{1}$$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- (2) 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (4) 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき、8円にて有償発行しております。

第4回新株予約権（2020年1月30日臨時株主総会決議）

区 分	当中間連結会計期間末現在 (2023年6月30日)	公表日の前月末現在 (2023年8月31日)
新株予約権の数（個）	9,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,000（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	492（注）2	同左
新株予約権の行使期間	2020年1月31日から 2030年1月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500 資本組入額 250	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、 当社取締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

調整後払込金額 = $\frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

3. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- （1）本新株予約権の割当日において当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社の取締役等」という。）のいずれかの地位を有していた本新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役等のいずれかの地位を有することを要する。
ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他本新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
- （2）本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合のみ本新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の決議により認めた場合は、この限りでない。
- （3）本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認められないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- （4）本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

- (5) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第 287 条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 新株予約権の取得事由

- (1) 本新株予約権の割当日において当社の取締役等のいずれかの地位を有していた本新株予約権者が、当社の取締役等のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

5. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき、8 円にて有償発行しております。

(3) 【MSCB 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年1月 1日～ 2023年6月30日	—	1,619,700	—	175,490	—	137,990

(6) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
早川 周作	沖縄県豊見城市	863,900	53.33
佐野 健一	東京都新宿区	85,600	5.28
MTGV 投資事業有限責任組合	愛知県名古屋市中区錦 2 丁目 8-24 オフィスオオモリ 8 階	60,000	3.70
岡田 晃男	千葉県柏市	45,000	2.77
株式会社 Local Power	秋田県秋田市八橋大畑 2 丁目 3-1 WHITE CUBE 1 F	30,000	1.85
荒生 智啓	東京都渋谷区	27,000	1.66
内藤 忍	東京都港区	27,000	1.66
五十部 紀英	東京都渋谷区	27,000	1.66
砂田 和也	東京都港区	27,000	1.66
西川 慶	東京都渋谷区	27,000	1.66
サイブリッジグループ株式会社	東京都港区南青山 2 丁目 2-15 ウィン青山 1214	27,000	1.66
計		1,246,500	76.95

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,619,700	16,197	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,619,700	—	—
総株主の議決権	—	16,197	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2023 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2023 年 1 月から 6 月については、売買実績はありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
取締役管理部長	平田 史隆	2023 年 6 月 30 日
社外取締役	福原 愛	2023 年 6 月 30 日
代表取締役社長	大海 龍祈	2023 年 8 月 31 日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 10 名 女性一名（役員のうち女性の比率 一％）

第 6 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999 年大蔵省令第 24 号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2023 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人 FRIQ による中間監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次の通り交代しております。

前連結会計年度	監査法人ハイビスカス
当中間連結会計期間	監査法人 FRIQ

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)		当中間連結会計期間 (2023年6月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		187,951		118,842
売掛金及び契約資産	※1	68,066	※1	40,089
棚卸資産	※2	3,694	※2	1,541
前払費用		51,683		51,492
その他		4,034		1,502
貸倒引当金		△754		△552
流動資産合計		314,676		212,947
固定資産				
有形固定資産	※3	159	※3	3,699
投資その他の資産				
投資有価証券		15,000		10,000
長期前払費用		12,475		12,289
その他		13,158		16,882
貸倒引当金		△4,282		△7,781
投資その他の資産合計		36,351		31,390
固定資産合計		36,510		35,059
資産合計		351,186		248,007

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	61,786	31,491
短期借入金	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	27,452	29,352
未払金	50,939	32,489
未払法人税等	4,288	1,696
契約負債	107,405	119,562
その他	8,057	10,425
流動負債合計	289,930	255,017
固定負債		
社債	5,000	5,000
長期借入金	198,313	183,637
固定負債合計	203,313	188,637
負債合計	493,243	443,654
純資産の部		
株主資本		
資本金	175,490	175,490
資本剰余金	136,547	136,547
利益剰余金	△454,892	△508,180
株主資本合計	△142,855	△196,143
新株予約権	400	400
非支配株主持分	398	95
純資産合計	△142,057	△195,647
負債純資産合計	351,186	248,007

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
売上高	※ 1 226,989	※ 1 261,324
売上原価	129,022	144,594
売上総利益	97,966	116,730
販売費及び一般管理費	※ 2 205,541	※ 2 167,220
営業損失 (△)	△107,574	△50,490
営業外収益		
受取利息	1	300
利子補給金	332	319
その他	1,867	824
営業外収益合計	2,200	1,444
営業外費用		
支払利息	1,155	1,780
株式交付費償却	750	-
その他	100	476
営業外費用合計	2,005	2,257
経常損失 (△)	△107,380	△51,303
特別損失		
固定資産売却損	-	287
減損損失	-	303
特別損失合計	-	590
税金等調整前中間純損失 (△)	△107,380	△51,893
法人税、住民税及び事業税	1,451	1,696
法人税等合計	1,451	1,696
中間純損失 (△)	△108,831	△53,590
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	△970	△302
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△107,860	△53,288

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)
中間純損失 (△)	△108,831	△53,590
中間包括利益	△108,831	△53,590
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△107,860	△53,288
非支配株主に係る中間包括利益	△970	△302

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	118,250	80,355	△155,355	43,249
会計方針の変更による 累積的影響額			△34,232	△34,232
会計方針の変更を反映した 当期首残高	118,250	80,355	△189,588	9,017
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△107,860	△107,860
連結子会社株式の追加取 得による持分の増減		△1,380		△1,380
連結子会社株式の売却に よる持分の増減		332		332
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	△1,047	△107,860	△108,908
当中間期末残高	118,250	79,307	△297,449	△99,891

	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	400	2,470	46,119
会計方針の変更による 累積的影響額			△34,232
会計方針の変更を反映した 当期首残高	400	2,470	11,887
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△107,860
連結子会社株式の追加取 得による持分の増減			△1,380
連結子会社株式の売却に よる持分の増減			332
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		△2,353	△2,353
当中間期変動額合計	-	△2,353	△111,261
当中間期末残高	400	117	△99,374

当中間連結会計期間（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	175,490	136,547	△454,892	△142,855
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△53,288	△53,288
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	△53,288	△53,288
当中間期末残高	175,490	136,547	△508,180	△196,143

	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	400	398	△142,057
当中間期変動額			
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△53,288
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）		△302	△302
当中間期変動額合計	-	△302	△53,590
当中間期末残高	400	95	△195,647

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失(△)	△107,380	△51,893
減価償却費	597	51
減損損失	-	303
固定資産売却損	-	287
長期前払費用償却額	4,597	185
のれん償却額	5,742	-
貸倒引当金の増減額(△は減少)	4,805	3,268
株式交付費償却額	750	-
受取利息及び受取配当金	△1	△0
有価証券利息	-	△300
支払利息	1,155	1,780
売上債権及び契約資産の増減額(△は増加)	61,744	27,976
棚卸資産の増減額(△は増加)	603	2,152
前払費用の増減額(△は増加)	14,694	190
仕入債務の増減額(△は減少)	△34,334	△30,295
未払金の増減額(△は減少)	△36,939	△18,449
前受金の増減額(△は減少)	△25,608	-
契約負債の増減額(△は減少)	△4,062	12,156
未払消費税等の増減額(△は減少)	8,513	3,144
その他	8,159	△4,092
小計	△96,961	△53,535
利息及び配当金の受取額	1	400
給付金の受取額	7,000	-
利息の支払額	△1,155	△1,435
法人税等の支払額	△3,052	△2,691
営業活動によるキャッシュ・フロー	△94,168	△57,261
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△736	△4,942
有形固定資産の売却による収入	-	870
有価証券の償還による収入	-	5,000
長期前払費用の取得による支出	△353	-
敷金の差入による支出	△1,831	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,920	928
財務活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△2,880	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	450	-
短期借入金の純増減額(△は減少)	△41,500	-
長期借入れによる収入	10,000	-
長期借入金の返済による支出	△6,572	△12,776
長期未払金の返済による支出	△1,152	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△41,654	△12,776
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△138,743	△69,109
現金及び現金同等物の期首残高	225,588	187,951
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 86,844	※ 118,842

【注記事項】

（継続企業の前提に関する注記）

当社グループは、前連結会計年度に営業損失 213,307 千円、経常損失 212,981 千円、親会社株主に帰属する当期純損失 265,304 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 149,277 千円の支出となりました。当中間連結会計期間においても営業損失 50,490 千円、経常損失 51,303 千円、親会社株主に帰属する中間純損失 53,288 千円を計上し、営業キャッシュ・フローは 57,261 千円の支出となりました。その結果、当中間連結会計期間末において 195,647 千円の債務超過となりました。これにより、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、仕入発注管理の見直し、広告宣伝費などの販売費及び一般管理費の削減、飲食事業における来店客数の増加を図るためのキャンペーンを実施しているほか、2023 年 5 月より経営者の悩みを解決し、参加メンバーの事業成長を支援する会員制経営者コミュニティ、アスティーダサロンの運営を行っております。これらにより、営業損益及び営業キャッシュ・フローの改善を図り、琉球アスティーダ、九州アスティーダとの相乗効果を図ることでスポンサーの獲得につなげてまいります。また、財務健全化のため 2023 年 8 月 25 日に短期借入金 30 百万円の借替えを実施しました。今後も必要に応じて資金調達を行うことにより、運転資金の安定的確保を図ってまいります。

以上の対応策を実施することにより、事業面及び財務面での安定を図り、当該状況の解消及び改善に努めてまいります。しかしながら、上記の対応策等は実施途上であること、特にアスティーダサロンの運営においては将来の売上見込についての予測を含んでおり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表には反映しておりません。

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

（1）連結子会社の数

3 社

（2）連結子会社の名称

九州アスティーダ株式会社

アスティーダマーケティング株式会社

AMG株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

①商品

総平均法

②原材料

最終仕入原価法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない有価証券

移動平均法による原価法

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	15 年
機械及び装置	8 年
工具、器具及び備品	2～8 年

②長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上方法

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①スポーツ関連事業

スポーツ関連事業においては、スポンサー収入が主な収益となります。これについては顧客との契約期間にわたって履行義務が充足されることから、期間の経過に応じて収益を認識しております。なお取引の対価は契約に基づき段階的に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

②飲食事業

飲食事業においては、飲食店の運営による収入が主な収益となります。これについては顧客に料理等の財又はサービスを提供した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

※2 棚卸資産の内訳は次の通りであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
商品	1,333	827
原材料	2,360	713

※3 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年12月31日)	当中間連結会計期間 (2023年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,178	3,230

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、中間連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)
役員報酬	24,600	26,630
給料手当	35,413	30,651
地代家賃	24,599	16,912
支払報酬料	12,942	18,422
貸倒引当金繰入額	4,805	3,267

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数
普通株式 (株)	1,492,500	-	-	1,492,500
合計	1,492,500	-	-	1,492,500

当中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数
普通株式 (株)	1,619,700	-	-	1,619,700
合計	1,619,700	-	-	1,619,700

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間連結会計期 間末残高 (千円)
		当連結会計 年度期首	増加	減少	当中間連結 会計期間末	
2019 年第 1 回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	33,000	-	-	33,000	-
2019 年第 2 回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	23,000	-	-	23,000	184
2020 年第 3 回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	18,000	-	-	18,000	144
2020 年第 4 回ストック・オプションとしての 新株予約権	普通株式	9,000	-	-	9,000	72
合計		83,000	-	-	83,000	400

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)
現金及び預金	86,844	118,842
現金及び現金同等物	86,844	118,842

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2022 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 満期保有目的債券	5,000	4,914	△85
資産計	5,000	4,914	△85
社債	5,000	4,985	△14
長期借入金 ※1	225,765	212,576	△13,188
負債計	230,765	217,562	△13,202

※1. 1 年内返済予定額を含んでおります。

※2. 現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

当中間連結会計期間（2023 年 6 月 30 日）

(単位：千円)

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券 満期保有目的債券	-	-	-
資産計	-	-	-
社債	5,000	4,920	△80
長期借入金 ※1	212,989	207,858	△5,131
負債計	217,989	212,778	△5,211

※1. 1 年内返済予定額を含んでおります。

※2. 現金並びに短期間で決済されるため帳簿価格に近似する預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、契約負債については記載を省略しております。

(※1)．市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2023 年 6 月 30 日)
その他有価証券 非上場株式	10,000	10,000

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的債券	-	4,914	-	4,914
資産計	-	4,914	-	4,914
社債	-	4,985	-	4,985
長期借入金	-	212,576	-	212,576
負債計	-	217,562	-	217,562

当中間連結会計期間 (2023 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 満期保有目的債券	-	-	-	-
資産計	-	-	-	-
社債	-	4,920	-	4,920
長期借入金	-	207,858	-	207,858
負債計	-	212,778	-	212,778

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

満期保有目的債券

償還金額及び利息の合計金額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2022 年 12 月 31 日)

(単位：千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	5,000	4,914	△85
	(3) その他	-	-	-
	小計	5,000	4,914	△85
合計		5,000	4,914	△85

当中間連結会計期間 (2023 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	種類	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		-	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2023 年 6 月 30 日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	50,424
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	38,292
契約資産（期首残高）(※1)	17,641
契約資産（期末残高）(※1)	1,796
契約負債（期首残高）(※2)	107,405
契約負債（期末残高）(※2)	119,562

(※1) 契約資産は顧客とのスポンサー契約において、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものです。対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との間の契約から生じた債権に振り替えられます。対価は、顧客と定められたスポンサー契約に基づいて請求し、受領しております。

なお、中間連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」と表示しております。

(※2) 契約負債は主に顧客からの前受金に関するものです。

なお、契約負債は、収益を認識する際に充当され残高が減少いたします。当中間連結会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債（前受金）に含まれていた額は 66,677 千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が 1 年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社は「スポーツ関連事業」及び「飲食事業」の2つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
スポーツ関連事業	卓球事業（Tリーグ、スポンサー営業、卓球教室、グッズ販売、アスティーダサロン等）
飲食事業	卓球バルを中心とした飲食店の運営、イベントへの参加、フランチャイズ本部

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

前中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結財務諸表計上額 (注) 3
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計			
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	22,891	108,806	131,697	-	-	131,697
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	94,114	1,157	95,271	20	-	95,291
顧客との契約から生じる収益	117,005	109,963	226,969	20	-	226,989
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	117,005	109,963	226,969	20	-	226,989
セグメント間の内部売上高又は振替高	1,636	-	1,636	-	△1,636	-
計	118,641	109,963	228,605	20	△1,636	226,989
セグメント損失（△）	△5,443	△27,348	△32,792	△838	△73,944	△107,574
セグメント資産	73,993	59,628	133,621	2,848	100,340	236,809
その他の項目						
減価償却費	92	417	509	-	87	597
のれんの償却額	-	5,742	5,742	-	-	5,742
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	736	736	-	-	736

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、当社グループが行っているマーケティング事業及びアスリートマネジメント事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント損失の調整額△73,944千円は、報告セグメントに配分していない全社費用でありま

す。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額100,340千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

3. セグメント損失は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結財 務諸表計上 額 (注) 3
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計			
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	48,996	98,392	147,389	-	-	147,389
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	110,164	3,770	113,935	-	-	113,935
顧客との契約から生じる収益	159,161	102,162	261,324	-	-	261,324
その他の収益	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	159,161	102,162	261,324	-	-	261,324
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	159,161	102,162	261,324	-	-	261,324
セグメント利益又は損失 (△)	21,187	416	21,603	△773	△71,320	△50,490
セグメント資産	92,333	26,683	119,017	2,959	126,029	248,007
その他の項目						
減価償却費	51	-	-	-	-	51
のれんの償却額	-	-	-	-	-	-
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	3,669	-	-	-	3,669

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、当社グループが行っているマーケティング事業及びアスリートマネジメント事業を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント損失の調整額△71,320千円は、報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額126,029千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社の現金及び預金等であります。

3. セグメント損失は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2022年1月1日 至 2022年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当中間連結会計期間（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	スポーツ 関連事業	飲食事業	計			
当中間連結会計期間末残高	-	27,424	27,424	-	-	27,424

（注）のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

項目	前事業年度 (2022 年 12 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2023 年 6 月 30 日)
1 株当たり純資産額	△88 円 20 銭	△121 円 10 銭

項目	前中間連結会計期間 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 6 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 6 月 30 日)
1 株当たり中間純損失（△）	△72 円 27 銭	△32 円 90 銭
（算定上の基礎）		
親会社株主に帰属する中間純損失（△）（千円）	△107,860	△53,288
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失（△）（千円）	△107,860	△53,288
普通株式の期中平均株式数（株）	1,492,500	1,619,700

（注）潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり中間純損失を計上しているため記載していません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2023 年 9 月 29 日

琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

取締役会 御中

監査法人 F R I Q
東京都千代田区

指定社員 公認会計士 石川 浩平
業務執行社員

指定社員 公認会計士 笠原 寿敦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社の 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2023 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社及び連結子会社の 2023 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2023 年 1 月 1 日から 2023 年 6 月 30 日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、当中間連結会計期間末において債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2022年12月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2022年9月30日付で有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2023年3月31日付で無限定適正意見を表明している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断に

よる。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上